

# 釧路港港湾 BCP

## 《感染症編》

令和 6 年 3 月

釧路港港湾 BCP 協議会



# 目 次

1. 基本方針 .....	1
2. 釧路港港湾 BCP《感染症編》で対象とする感染症 .....	1
3. 港湾機能の目標 .....	2
4. 釧路港港湾 BCP《感染症編》で想定する対応期間・流行段階 .....	3
5. 実施体制 .....	4
6. 各流行段階において想定されるリスク .....	5
6-1 貨物船編 .....	5
6-2 災害対応編 .....	6
7. 対応計画 .....	8
7-1 貨物船編 .....	8
7-1-1 感染予防対策 .....	8
7-1-2 感染者等が発生した場合の対応 .....	10
7-2 災害対応編 .....	11
7-2-1 感染予防対策 .....	11
7-2-2 感染者等が発生した場合の対応 .....	12
8. マネジメント計画 .....	13
8-1 事前対策 .....	13
8-1-1 貨物船編 .....	13
8-1-2 災害対応編 .....	13
8-2 教育・訓練 .....	14
8-3 BCP の見直し、改善 .....	14



## 1. 基本方針

新型コロナウイルスのパンデミックは、世界各国で緊急事態宣言が出され、一部都市ではロックダウンが行われるなど、世界中の人々の日常生活や社会経済活動に大きな影響を与えたところである。

海上交通・港湾分野においても、国内外でのクルーズ船や貨物船の乗客・乗員が感染し、港湾を通じた国内への感染拡大のおそれや、患者の搬送、船内消毒等のため船舶が港湾内に長期間停留し、荷役やその他船舶の利用に支障をきたした事例が発生している。また、外航貨物船の船員の中に感染疑いがあるため臨船検疫など感染防止のための特別の対応が必要となる事例も多数報告されている。

我が国は、特に、資源・エネルギー・穀物においてはほぼ 100%を海外からの輸入に依存し、またその貿易量の 99.6%は船舶を利用するなど、港湾が国際海上貿易、国内海上交通・物流の拠点として重要な役割を担っている。

ウィズコロナの時代において、感染拡大防止と経済活動の両立が求められる中、港湾においても、感染またはその疑いが発生した場合でも、港湾の機能に与える影響をできる限り抑え、港湾機能の継続を図ることが必要不可欠である。

そのため、感染症が拡大しても、当該港湾の港湾機能を維持していくためにも働く人々の感染防止策等の対応の在り方を予め明らかにして危機管理対策、体制の強化を目的とした具体的な活動計画として、釧路港港湾 BCP《感染症編》を位置づけるものとする。

## 2. 釧路港港湾 BCP《感染症編》で対象とする感染症

感染症は多種にわたっており、その種類によって取るべき対策も異なるため、まずは新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) (以下、「新型コロナウイルス」と言う) を念頭に釧路港港湾 BCP《感染症編》を策定することとする。

なお、釧路港港湾 BCP《感染症編》は、飛沫感染や接触感染を経路とするその他の感染症にも準用する。

### 3. 港湾機能の目標

港湾関係者や入港船舶の乗客・乗員に感染症が発生・拡大すると、港湾における労働者の不足やオフィスの閉鎖、船舶の運航停止等が必要となり、CIQをはじめとする国の関係官署及び港湾管理者、その他の関係機関の業務機能の停止や、船社、海貨・フォワーダー、港運・陸運事業者等の港湾関係の事業活動の停止につながる。また、感染者の搬送、船内の消毒や船員の交代等のため、外航貨物船が港湾内に長期間停泊し、係留施設の占有が長引くなど、荷役が遅れるリスクも発生する。

釧路港港湾 BCP《感染症編》は、感染症によって釧路港の、港湾機能継続が困難となる状況を回避し、その経済・社会への影響を軽減することを目的とする。

なお、自然災害の場合は、通常、発生直後の状況以上に港湾機能が低下することはなく、以降は早期復旧を目指して対応していくことになるが、感染症の場合は、発生後の対応が不十分な場合、感染拡大によって港湾機能がさらに低下していく可能性があるため、釧路港港湾 BCP《感染症編》に基づいて拡大防止策を迅速に講じることによって釧路港における感染拡大を的確に抑制していくこととする。

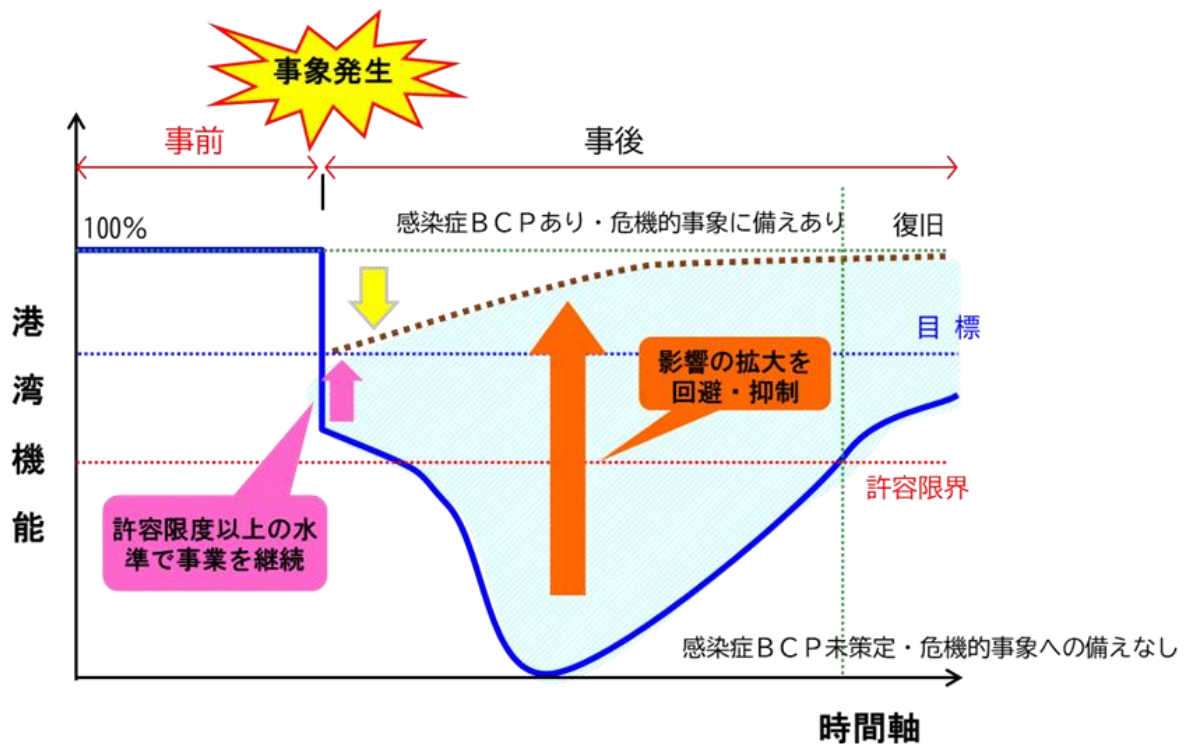


図 3-1 港湾における感染症 BCP の概念

#### 4. 釧路港港湾 BCP《感染症編》で想定する対応期間・流行段階

感染症については、今般の新型コロナウイルスでも見られるように、長期的な対応も想定されることから、こうした中でも港湾における感染症のまん延防止と港湾における事業継続を図るため、以下に示す各流行段階（「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」と同様に設定）を想定し、計画を策定するものとする。

##### (1) 未発生期

新型感染症発生に備え、体制を整備する時期。全国の主要な港湾において、防疫用資源（資器材）の準備・備蓄、感染症リスクに対する関係者の認識の涵養、感染症患者の救援・保護体制の確立準備、対応訓練等を計画的に進めておく必要がある。

##### (2) 海外発生期

海外にて感染症が発生した事がニュース等マスコミで取り上げられ、国内への侵入をできる限り抑えるとともに、国内発生に備えた体制を整備する時期。感染症発症による港湾関係者への健康被害や港湾機能の維持・継続上のインパクトをあらかじめ分析・評価しておく必要がある。

##### (3) 国内発生早期

国内のいずれかの都道府県で感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態であり、国内感染をできる限り抑える時期。港湾における全国横断的な防疫・救援・保護・連絡調整体制の確立と防疫資源の重点的な投入を図る必要がある。また、港湾関係者において感染症が発生することも想定した対応が必要となる。

##### (4) 国内感染期

国内のいずれかの都道府県で、感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態であり、医療体制、健康被害、国民生活、国民経済等への影響を最小限に抑える時期。また、感染症による港湾機能の低下を最小限に抑えるため、港湾関連官署、事業者等が行う防疫措置への重点的な支援強化を図るとともに、必要に応じて、港湾間の機能バックアップのための広域調整を行う必要がある。

##### (5) 小康期

感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態であり、国民生活、国民経済の回復を図り、次の流行に備える時期。感染症拡大の教訓を踏まえ、引き続き水際における警戒態勢や所要の防疫体制を維持する必要がある。

## 5. 実施体制

「釧路港港湾 BCP<<感染症編>>」の実施体制については、すでに策定済みの釧路港港湾 BCP 協議会の枠組みを活用した体制とする。また、状況により釧路港水際・防災対策連絡会議との情報共有・連絡が必要となる。

表 5-1 釧路港港湾 BCP 協議会の構成

### 【会 員】

所 属
釧路港湾振興会
釧路貿易振興会
釧路港湾協会
釧路港運協会
釧路港安全対策協議会
道東倉庫協会
釧路船主協会
西港石油基地共同防災組織運営委員会
釧路水産協会
釧路水産物流通協会
釧路水先区水先人会
釧路海上保安部
北海道運輸局釧路運輸支局
小樽検疫所釧路出張所
函館税関釧路税関支署
札幌出入国在留管理局釧路港出張所
横浜植物防疫所札幌支所釧路出張所
釧路開発建設部築港課
釧路開発建設部釧路港湾事務所
釧路市総務部防災危機管理課
釧路市総合政策部都市経営課
釧路市消防本部総務課
釧路市水産港湾空港部

### 【オブザーバー】

北海道開発局港湾計画課
-------------



## 6. 各流行段階において想定されるリスク

### 6-1 貨物船編

#### (1) 未発生期

- ①特記事項なし。

#### (2) 海外発生期

- ①外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が発生するリスク
- ②港湾関係の労働者が、感染リスク回避のため、感染した船員や感染疑いのある船員が乗船する外航貨物船に係るサービスを提供できないリスク 〈※(2)～(5)に跨るリスク〉
- ③外航貨物船が船員の感染により自力航行能力を喪失して岸壁を長期間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク 〈※(2)～(4)に跨るリスク〉
- ④検疫が長時間に及ぶことにより外航貨物船が岸壁を長時間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク 〈※(2)～(4)に跨るリスク〉

#### (3) 国内発生早期

- ①港湾関係の労働者の間や、港湾関係の労働者と船員との間の感染によって港湾運営に必要な人的資源の不足をきたすリスク 〈※(3)～(4)に跨るリスク〉
- ②港湾関係の労働者における感染の拡大により、離着岸や本船荷役をはじめとする港湾運送が行えなくなるリスク 〈※(3)～(4)に跨るリスク〉 (特に緊急物資輸送時に留意)

#### (4) 国内感染期

- ①国内外における感染の拡大により、港湾機能が低下するリスクへの対応

#### (5) 小康期

- ①国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発リスク
- ②外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が再発生するリスク

## 6-2 災害対応編

### (1) 未発生期

- ①特記事項なし。

### (2) 海外発生期

#### ○外国からの支援に起因する感染症リスク

- ①外国から釧路港支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、国内に流入するリスク

#### ○貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船受入れに影響が出るリスク

- ①釧路港に係留中の貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船の受け入れが困難になるリスク 〈※(2)～(4)に跨るリスク〉

### (3) 国内発生早期

#### ○被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援に関するリスク

- ①釧路港に感染が発生しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が実施出来ないリスク
- ②被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が発生するリスク
- ③離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域への感染を発生させるリスク
- ④港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が発生するリスク

#### ○港湾利用面に関するリスク

- ①災害対応従事者(行政関係者・建設会社等)が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、港湾利用面(物流面・緊急物資輸送拠点等)に支障が出るリスク

#### ○外国からの支援に起因する感染症リスク

- ①外国から釧路港支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、入港先の港湾や国内に流入するリスク
- ②釧路港に感染が発生しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなるリスク

### (4) 国内感染期

#### ○被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援に関するリスク

- ①釧路港に感染がまん延しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が実施出来ないリスク
- ②被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が広域に拡大するリスク
- ③離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域へ感染を拡大させるリスク
- ④港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が拡大するリスク

#### ○港湾利用面に関するリスク

- ①災害対応従事者(行政関係者・建設会社等)が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、広域的に港湾利用面(緊急物資輸送拠点等)に支障が出るリスク

#### ○外国からの支援に起因する感染症リスク

- ①外国から釧路港支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、入港先の港湾や国外に流出するリスク
- ②釧路港に感染がまん延しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなるリスク

#### (5) 小康期

- ①措置緩和に伴う感染拡大の再発リスク

## 7. 対応計画

### 7-1 貨物船編

#### 7-1-1 感染予防対策

##### (1) 未発生期

①未発生期における感染症への備えは 8.マネジメント計画を参照すること。

##### (2) 海外発生期

- ①協議会構成員は、各種ガイドライン・通知等の再周知及びそれに基づく実施の徹底を行う。
- ②釧路市は、国土交通省北海道開発局等や釧路保健所、小樽検疫所釧路出張所、釧路市こども保健部等防疫関係機関(以下「防疫関係機関」)との連携のもとに、感染症発症時の典型的な症状などの感染症の特性と海外における感染発生事例、有効な予防、防疫措置に関する情報の収集を行い、釧路港港湾 BCP 協議会の場等を通じた情報共有を実施する。
- ③乗組員から又はそれら相互の接触によって、船舶の関係者等に感染が発生する事態を想定し、釧路市は船社、船舶代理店及び関係者等(以下「船社等」)に対し、感染予防に係るポスターの掲示の実施、検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施を要請する。
- ④感染若しくは感染が疑われる症状を有する者(以下「感染者等」)が判明した場合、釧路市は当該船社等に対して、速やかに防疫関係機関に報告するとともにその指示に従い、当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう要請する。

##### (3) 国内発生早期

- ①防疫関係機関は、それぞれの連携のもとに、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、釧路港港湾 BCP 協議会の場等を通じた情報の共有・更新を強化する。
- ②釧路市は船社等に対し、感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の強化を要請する。感染者等が判明した場合は、当該船社等に対して、速やかに防疫関係機関に報告するとともにその指示に従い、当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう要請する。

#### (4) 国内感染期

- ①防疫関係機関は、それぞれの連携のもとに、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、釧路港港湾 BCP 協議会の場等を通じた情報の共有・更新を強化する。
- ②釧路市は船社等に対し、感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の徹底強化を要請する。感染者等が判明した場合は、当該船社等に対して、速やかに防疫関係機関に報告するとともにその指示に従い、当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう要請する。
- ③船社等は船舶の運航業務に関わる職員に対する感染症対策を徹底するとともに、職員に感染が発生した場合においても、感染の拡大を最小限に抑えるとともに業務オフィスの消毒等の所要の措置を迅速に行い業務の継続性を維持できるよう、職員のローテーション勤務や職務の代替性強化を実施する。
- ④感染が発生した場合は、5.実施体制に基づく関係者間の情報共有を迅速に行う。

#### (5) 小康期

- ①感染またはその疑いのある者が乗船することや、職員の感染が発生することによるリスクを想定し、釧路市は引き続き、船社等に対し、感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施や感染予防に係るポスター掲示の継続等を要請する。
- ②釧路港港湾 BCP 協議会構成員は、「(4)国内感染期」までの対応を振り返り、必要に応じて、感染症の予防・防疫資機材の補充や、対応の見直しを行う。あわせて北海道開発局及び釧路市は、その他の釧路港港湾 BCP 協議会構成員との連携のもと、必要に応じ釧路港港湾 BCP《感染症編》の修正を実施する。

表 7-1 各流行段階における対応方策

海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
検温やマスク着用等の所要の防疫措置			
感染発生事例や予防・防疫措置の情報収集及び情報共有			
感染予防に係るポスター掲示			
予防・防疫資機材の備え置き把握・他港との相互融通			
		職員への感染に備えたローテーション勤務や職務の代替性強化	衛生用品等感染予防対策品の補充や対応の見直し、感染症BCPの改訂

## 7-1-2 感染者等が発生した場合の対応(各流行段階共通)

船社等は乗組員や乗客に感染者等が発生した場合、防疫関係者等に連絡を行うとともに、釧路港港湾 BCP 協議会構成員に対して適宜情報共有を行う。あわせて、防疫関係者等と対応を相談し、適宜他の船員や濃厚接触者である荷役関係者等の隔離や PCR 検査を早急に行うなどの感染防止対策の徹底を図る。

上記の対応の際には、以下について特に留意する。

- ・水際対策の徹底は他のあらゆる事柄に優先して行う。このような観点から、各関係者は防疫関係者等の意見を最大限尊重する必要がある。
- ・感染者等が乗船した船舶の来港事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。
- ・港湾関係者の「安全」は当然のごとく、「安心」の確保にも努める必要がある。

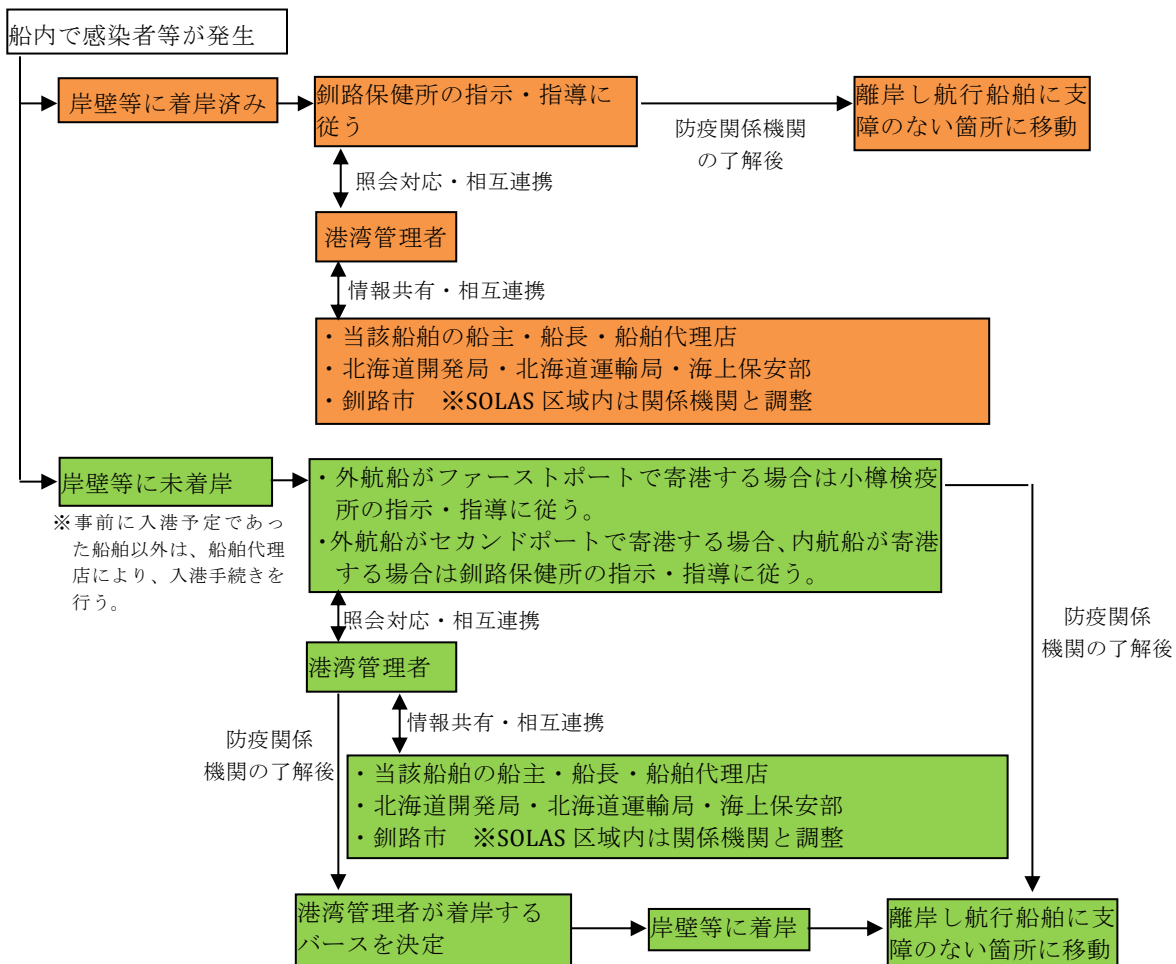


図 7-1 感染者が発生した場合の対応フロー

## 7-2 災害対応編

### 7-2-1 感染予防対策

#### (1) 未発生期

未発生期における感染症への備えは 8.マネジメント計画を参照すること。

#### (2) 海外発生期

災害対応を行う港湾関係者は、災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)、災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温を行い、釧路市及び北海道開発局は、支援船の着岸バース調整を行う。

#### (3) 国内発生早期

災害対応を行う港湾関係者は、災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)、災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小を行い、釧路市及び北海道開発局は、支援船の着岸バース調整を行う。

#### (4) 国内感染期

災害対応を行う港湾関係者は、災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)、災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小を行い、釧路市及び北海道開発局は、支援船の着岸バース調整を行う。

#### (5) 小康期

国土交通省港湾局は、複合災害における感染症 BCP ガイドラインの検証・改訂を実施する。また災害対応に従事する事業所等においては、感染予防対策用品の補充を実施する。

表 7-2 各流行段階における対応方策

海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
災害対応従事者の感染対策			
災害対応従事者の検温			
支援船のバース調整			
	屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小		
			複合災害における感染症BCPガイドラインの検証・改訂

### 7-2-2 感染者等が発生した場合の対応(各流行段階共通)

災害対応従事者に感染者等が発生した場合、防疫関係者等に連絡を行うとともに、適宜情報共有を行う。あわせて防疫関係者等と対応を相談し、他の職員や船員、濃厚接触者である荷役関係者等の隔離や PCR 検査を早急に行うなどの感染防止対策の徹底を図る

上記の対応の際には、以下について特に留意する。

- ・感染者等が乗船した船舶の来港事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。
- ・港湾関係者の「安全」は当然のごとく、「安心」の確保にも努める必要がある。



## 8. マネジメント計画

流行状況によって感染症リスクが異なり、また、日本全体の感染症対策とも整合を図る必要があることから、港湾における感染症対策では、流行段階毎にリスク分析及び対策を検討することが重要である。

このようなことを勘案し感染症 BCP のマネジメント計画においては、感染症の発生・まん延に備えた、未発生期における平時からの準備、体制整備、PDCA サイクルの在り方、海外発生期における予防的な措置などをあらかじめ文書化し関係者間で共有しておくものとする。

### 8-1 事前対策

#### 8-1-1 貨物船編

- ①釧路市及び防疫関係機関は、釧路港港湾 BCP 協議会の場等を活用して、感染症の発生情報を収集するとともに、防疫措置の実施、感染者の隔離、感染発生場所の消毒・管理等を効果的、効率的に行うための連絡、調整体制を整備する。
- ②港湾、船舶、その他関係機関は、国内外における感染症発生動向に常に注視するとともに、必要に応じて、乗員が感染した場合に備え、感染発生時の対応の検討を行うとともに、可能な範囲で感染症対策や感染症の予防・防疫資機材の準備の準備を行う。
- ③釧路港港湾 BCP 協議会構成員は、海外発生期に入った時点で、「7.対応計画」に基づいて、感染症が発生・まん延した場合の各々の具体的な対処行動を文書化し、関係部署に備えおくとともに、職員の出勤抑制などの措置を講じなければならなくなった際の体制の確認・見直しを行い、適宜、上記の連絡、調整体制に反映することとする。

#### 8-1-2 災害対応編

釧路市及び北海道開発局は、以下について事前に調整を行う。

- ①ホットラインの確認及び、感染症発生時における TEC-FORCE の派遣方針に関する認識の共有。
  - ②感染症発生時においても関係業界団体等との間で災害協定が機能するための関係者調整。
  - ③関係業界団体等と調整し、感染症発生時に災害が発生した場合を想定した港湾 BCP を拡充。
  - ④感染症発生時における災害対応従事者の勤務体制の構築（班別出勤体制の構築・空間を分けて業務執行に当たる工夫等）
- ※災害対応従事者が感染症を発症した場合の業務継続の観点にも留意が必要
- ⑤感染症感染リスクの低減を図るため、現地カメラ、ドローン等による遠隔地からの状況把握やテレビ会議の導入・活用による連絡調整等の非接触型の災害対応体制の構築。
  - ⑥釧路市に感染症がまん延しており、応急復旧等が実施出来ない場合の被災者の保護、避難移動等の対応策の検討。
  - ⑦複合災害（自然災害＋感染症）を想定した防災訓練の実施及び PDCA による実効性向上。
  - ⑧防護服、マスク、ゴーグルなど衛生用品等感染予防対策用品の確保。
  - ⑨災害派遣職員の宿泊場所調整や、感染者発生時の職員待機場所の確保に関する関係機関との調整

## 8-2 教育・訓練

釧路港港湾 BCP 協議会構成員は、必要に応じて感染症にかかる危機管理対応や水際対策等の訓練に参加する。

## 8-3 BCP の見直し、改善

BCP の実効性を向上させるため、PDCA サイクルの考え方にそって、釧路港港湾 BCP 協議会やその他で実施する訓練や訓練結果に基づく各種検討結果及び協議会構成団体の BCP 等に基づき、適宜、BCP の見直し・改善を行う。また、BCP が発動される事態が発生した場合は、小康期に至った時点で、事態の完全な収束を待つことなく、各流行段階において BCP に基づいてとられた具体の対処行動等の振り返り、総括を行い、必要に応じて機動的に BCP の修正を行うこととする。

なお、BCP では釧路港における対応を想定しているが、着岸バースの選定や患者の搬送先の確保など、近隣の港湾(背後自治体)との広域的な連携が必要な場合には、広域的な行政機関である北海道開発局等とも連携の上、必要に応じて広域的な連携方策についても検討する。また、BCP は港湾における対応を中心に記載しているが、各流行段階において取られる釧路港利用船舶の船舶運航会社などの関連する対策等との連携の重要性に鑑み、それらが明らかになった段階で適宜、BCP に的確に反映していくこととする。